

沖縄総合事務局管内におけるタクシーが不足する時間帯と不足車両数
自家用車活用事業における事前確定運賃の係数

営業区域名 対象市 (登録車両数)	車両数が不足する 曜日及び時間帯	不足車両数	事運賃 係数※3
沖縄本島 本島内市町村 (2936台)	金・土: 16時台～翌日5時台 月～日: 13時～18時台	登録車両数の5%: 147台	1. 15
宮古島 宮古島市 (194台)	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5%: 10台	1. 13
石垣島 石垣市 (279台)	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5%: 14台	1. 13
伊平屋島:伊平屋村 (1台)※2	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台	1. 13
伊江島:伊江村 (7台)※2	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 2台	1. 13
久米島:久米島町 (19台)※2	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 2台	1. 13
渡嘉敷島:渡嘉敷村 (2台)※2	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台	1. 13

南大東島:南大東村 (2台)※2	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台	1. 13
竹富島:竹富町 (2台)※2	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台	1. 13
西表島:竹富町 (2台)※2	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台	1. 13
与那国島:与那国町 (3台)※2	金・土: 16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台	1. 13

※1 不足車両数については令和6年3月31日時点の各営業区域における事業計画上の配置車両数の合計の5%とし、端数については切り上げとする。

※2 営業区域内の配置車両数が20台未満の区域については不足車両数を1台とし、区域内に複数の事業者が所在する区域については、事業者数の合計数をその区域の不足車両数とする。

※3 自家用車活用事業に係る事前確定運賃を算出するのに用いる係数